

八潮市防犯推進計画

八 潮 市

1. 「八潮市防犯推進計画」策定の趣旨

本市は、首都東京に隣接し、我が国の高度経済成長とともに、首都近郊にありながらも水と緑豊かな住宅都市として発展し、現在、人口7万7千余の都市となりました。この間、本市においては、市民の積極的なコミュニティづくりを進めるため、市民と行政との連帯と協働による魅力あるまちづくりを推進してまいりました。

しかしながら、近年、全国的にも犯罪の発生が増加傾向にあり、本市においても例外ではなく、都市型犯罪が増加し、市民の暮らしを脅かす状況にあります。

本市での犯罪の発生件数は、平成15年は2,066件、平成16年は2,354件と、増加しており、深刻な状況にあります。

このような状況の中、埼玉県でも、埼玉県防犯のまちづくり推進条例が平成16年7月1日から施行され、埼玉県まちづくり推進計画を平成17年2月に策定し、犯罪を減らすために様々な取組みがなされております。

これらの状況を踏まえ、八潮市防犯のまちづくり推進条例を制定し、市民が安全で安心して暮らせる「市民が主役、いきいきやしお」の実現に向け、犯罪防止のために自主的な活動を促進し、犯罪の機会を減らす環境づくりや、学校などにおける児童・生徒の安全確保など、防犯推進に関連する施策を総合的且つ計画的に推進するため、条例第7条にもとづき、「八潮市防犯推進計画」をここに策定するものです。

平成18年12月

2. 計画見直しの背景

平成17年につくばエクスプレスが開業し、まちの様相や人の移動が大幅に変化しており、また、国際化、IT化、ライフスタイルの多様化、さらには社会問題となっている高齢化の進展などにより、近年、本市を取り巻く生活環境は大きく変わってきています。

このようなことから、新たな犯罪に対する対策を盛り込む必要が生じたため、「八潮市防犯推進計画」を見直すことといたしました。

さて、本市における犯罪認知件数は平成17年以降減少しており、特に平成24年、平成25年には大幅に減少しています。しかしながら、県内市町村別の人口1,000人あたりの犯罪率にしますと平成24年がワースト3位、平成25年がワースト6位と非常に高く、生活環境の変化に伴い犯罪の傾向も複雑かつ多様化しています。とりわけ、高齢者をねらった振り込め詐欺が社会問題化し、本市においても平成25年中に12件発生し、約2,200万円の被害が生じています。

また、インターネットの普及に伴いネット犯罪が増加しており、サイト利用料金を不当に請求される「架空請求」、「ワンクリック詐欺」や秘匿性を利用した掲示板などへの誹謗中傷の書き込み、さらには性犯罪に巻き込まれるケースなどが問題となっており、これらのトラブルや犯罪から身を守るためにも、個人情報をしっかり管理するとともに、インターネットの危険性などを正しく理解する必要があります。

さらに、自主防犯組織の構成員の高齢化や町会・自治会の加入率の低下による地域力の衰退が懸念されており、今後、地域における人の目を補うために、防犯カメラなどによる新たな対策の検討が必要となります。

【市内の犯罪認知件数】

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
1,979件	1,965件	1,840件	1,708件	1,809件
平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
1,746件	1,726件	1,532件	1,306件	

3. 防犯推進計画の基本方針

(1) 防犯意識の高揚

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分たちのまちは自分たちで守る」ということであり、住民自らが防犯意識を持ち、地域で助け合う意識を醸成し、コミュニティを築き上げる。

(2) 地域における防犯活動の推進

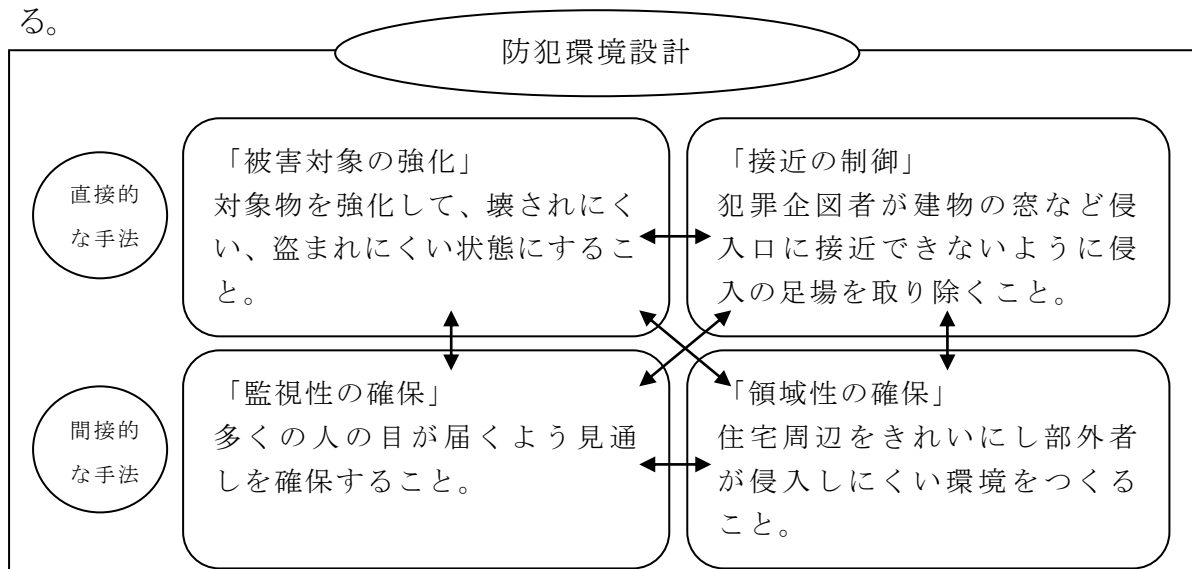
地域の安全を確保するため、人権に配慮する中で住民・事業者・市・警察・土地所有者などが一体となって、地域の安全に向け、自主的な参加による防犯活動を推進する。

(3) 推進体制の整備

「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域での安全に対するコミュニティづくりの実現のために、市民や各種市民団体等の理解と協力を得て、施策の推進のための関係者で構成された推進体制の整備を図る。

(4) 防犯環境設計の推進

直接的な手法である「被害対象の強化」と「接近の制御」、間接的な手法である「監視性の確保」と「領域性の確保」を組み合わせることで犯罪に強いまちづくりを推進する。



防犯推進実施計画

【市の取組み】

1 防犯意識の普及と啓発活動の推進

犯罪の発生を未然に防ぐため、市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要であり、市民等への防犯意識の普及や啓発活動を推進するため、次の施策を実施する。

(1) 広報活動の推進

防犯意識の普及と啓発のために、様々な宣伝媒体を用いた情報提供を行うなど広く市民に周知することにより、防犯に関する知識の普及や啓発に努める。

■ 実施内容

- 「広報やしお」への掲載
- 八潮市ホームページへの掲載
- 啓発チラシの作成
- メール配信サービスの活用

(2) 行事における啓発活動

例年、多くの市民が参加する市民まつり等において、啓発チラシや啓発品を配布することにより、防犯意識の高揚に努める。

■ 実施内容

- 啓発チラシの配布
- 啓発品の配布

(3) 事業者への啓発活動等

事業者に対し、従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備等、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るよう協力依頼を行う。

■ 実施内容

- 講習会・研修会への講師の派遣
- 啓発品の配布

2 市民活動への支援

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、市民や各種団体が一体となって、地域の安全のために幅広く活動していくなどの地域単位の自主的な活動が重要であり、これらの市民の自主的な地域活動を促進するために、次の支援施策を実施する。

なお、平成25年度末における防犯パトロールを実施している自主防犯組織は44団体である。

(1) 地域活動への支援

地域における犯罪発生状況や発生場所など犯罪に関する情報を提供するとともに、地域の活動で使用する資機材などを提供する。

■ 実施内容

- 啓発チラシ・啓発品の提供
- 犯罪発生状況の提供
- 市民防犯パトロール隊等への資機材の貸与

(2) 「子どもひなんじょ」事業の推進

地域の家庭や商店に「子ども110番の家」として協力をいただき、子どもが危険を感じたときに駆け込むなど、身の安全を図るための事業を継続的に展開する。

■ 実施内容

- 対応マニュアルの作成配布

(3) 活動拠点の整備

防犯パトロールの活動拠点となる「立ち寄り所」の整備について、学校などの関係機関と協議しながら検討する。

■ 実施内容

- 立ち寄り所の候補地や整備手法の検討
- 立ち寄り所の整備

3 犯罪防止に配慮した都市環境づくりの推進

犯罪防止の取組みは、犯罪が発生しにくい都市環境づくりが必要であり、道路、公園、駐車場や建築物などの整備にあたっては、次のような施策を展開する。

(1) 道路照明灯などの整備

道路照明灯は、従来、夜間における交通事故防止及び円滑な交通を確保するために、整備を行っているが、今後、夜間における歩行者等の安全確保や犯罪の抑止を図ることも視野に入れ整備を行う。

また、防犯灯は、まちを明るくし、歩行者や自転車の通行の安全を確保するとともに、夜間に誘発するひったくりなどの犯罪発生を防止することを目的とした防犯灯の整備に対し今後も助成していくものとする。

さらに、道路照明灯や防犯灯を補完するため、門灯や玄関灯を一晩中点灯する一戸一灯を促進する。

■ 実施内容

- 防犯灯の設置費・電気料・修繕費の補助
- 道路照明灯の設置と維持管理
- 一戸一灯の促進

(2) 自転車駐車場における安全対策

自転車駐車場においては、モニターカメラの設置など防犯に配慮した施設整備や管理運営に努める。

■ 実施内容

- モニターカメラによる警備

(3) 公園及び市有地における安全対策

公園においては、死角をつくらない樹木の配置や剪定、照明灯の整備等に努め、市有地においては、樹木の剪定や草刈を定期的に行う。

■ 実施内容

- 樹木等の適正配置及び定期的な管理
- 照明灯の点検管理
- 防犯カメラの整備

(4) 建築物における安全対策

公共の建築物については、屋外の死角になりやすい場所の解消など、防犯性を高め、市民が安心して利用できる場所とする。

■ 実施内容

- 職員による死角の点検
- 広角ミラーの設置検討

(5) 公衆トイレにおける安全対策

照度の確保、防犯ベルの設置など個々の立地条件などの状況を把握したうえで、必要に応じ対策を検討する。

■ 実施内容

- 防犯ベル(非常通報ベル)の設置検討
- 照明の検討

(6) 街頭における安全対策

街頭犯罪を未然に防止するため、道路上に犯罪抑止効果が高い防犯カメラを設置する。

■ 実施内容

- 犯罪発生件数の多い八潮駅周辺に防犯カメラを設置
- 犯罪の危険性が高い場所に計画的に防犯カメラを設置

(7) 防犯環境設計に配慮した宅地開発

宅地を開発する事業者に対し、防犯環境設計に配慮して事業を進めるよう依頼する。

■ 実施内容

- 開発協議のときに併せて防犯環境設計の考えを説明

4 学校等における防犯対策の推進

学校教育に類する教育を行うもの又は児童福祉施設を設置し、又は管理する者は、児童等の安全確保のため、施設内及び通学、通園時において、次の支援策を実施する。

(1) 学校等の防犯管理体制の整備

児童・生徒等の安全確保を図るため、教職員等による学校等の防犯管理体制を整備する。

■ 実施内容

- 防犯対策マニュアルの作成
- 地域安全マップの作成
- 防犯教室の実施
- スクールガードリーダーの配置

(2) 侵入者の防止対策

学校等の出入口を1カ所に限定するとともに、防犯警備機器を活用し、侵入者の防止に努める。

■ 実施内容

- 来校者の名札着用、名簿の記入
- 教職員等による巡回
- 死角をつくらない樹木の配置、剪定

(3) 保護者、地域、関係諸機関等との連携の充実

児童・生徒等の安全確保を図るため、積極的に情報発信し、保護者、地域、関係諸機関等との連携体制を整備する。

■ 実施内容

- 連絡・連携体制の調査研究

(4) 安全教育の充実

各種の事件や事故を想定した安全教育を計画的、継続的に実施し、児童・生徒等が防犯防災についての知識を身に付け、安全に避難する方法などについて理解し、状況に応じて自ら安全な行動ができるように努める。

■ 実施内容

- 研修会・講習会の充実
- 各学校での不審者侵入対策講習

(5) 通学路の安全対策

児童・生徒などが日常的に通学等に利用している通学路の安全対策に努める。

■ 実施内容

- 防犯ブザーの配布 ○教職員等によるパトロールの実施
- 地域によるパトロール隊の組織化への支援
- 学校周辺に防犯カメラを整備

(6) インターネットの安全な利用

子どもたちを有害な情報や性犯罪から守るためインターネットの危険性などの普及啓発に努める。

■ 実施内容

- インターネットの安全な利用の普及啓発(フィルタリングなど)
- 個人情報の管理の徹底
- 2ちゃんねる、掲示板、SNSの利用に関する注意喚起
- ネットによるいじめの防止

5 高齢者、障がいのある方を対象とした防犯対策の推進

自らの安全を確保していく上で、必要とする知識の普及や啓発を実施するとともに、具体的な防犯対策について、関係機関等と連携協力しながら推進し、安全で安心して暮らせるまちづくりに努める。

(1) 振り込め詐欺対策

手口が巧妙化している振り込め詐欺から貴重な財産を守るため、正しい知識を身に付け冷静な行動がとれるよう情報の提供に努める。

■ 実施内容

- 振り込め詐欺防止の普及啓発
- 振り込め詐欺に関する最新の情報を提供
- 高齢者などの特性を理解した具体的な対策の情報を提供

(2) ひったくり対策

抵抗する力の弱い高齢者等が悪質なひったくりに遭わないようにするため、自己防衛対策の普及啓発に努める。

■ 実施内容

- 自転車のひったくり防止カバーネットの普及
- 防犯意識の向上

(3) 悪質商法対策

複雑な商取引に不慣れな高齢者等が悪質商法に遭わないようにするため、相談窓口等の活用に努める。

■ 実施内容

- 消費生活相談の活用
- 電話やダイレクトメールによる勧誘に対する注意喚起

【市民の取組み】

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は「自分たちのまちは自分たちで守る」ことであり、地域住民や各種市民団体が、お互いに連携を深め、一体となって地域の実情にあった啓発活動を実施し、地域住民一人ひとりから地域全体にいたるまで、幅広く防犯に関する知識を持ち、安全意識を高揚するとともに、一体となった防犯活動を推進していくことが望まれる。

1 身の回りの安全点検

自分のことは自分で守ることを基本に身の回りの安全点検に努めるとともに、防犯の視点を取り入れた住まいづくりが望まれる。

(1) 自宅を守る

■ 実施内容

- 日中在宅でも施錠する
(在宅中でも侵入される)
- 短時間、隣家へ出かける際にも施錠する
(5分あれば空き巣に入られる)
- できるだけ留守を悟られないようにする
(閉切りカーテンや留守番電話は留守を証明することになる)
- 侵入するのに5分以上要する自宅に改造する
(防犯性の高い鍵・補助錠で二重ロック・防犯器具の取り付け等)
- 夜間は門灯や玄関灯を点灯する
(明るい家は外から目立つので、狙われにくい。街路の安全も確保)
- 窓などの侵入口の近くに物を置かないようにする
(侵入する際の足場に使われる)
- 住宅の周辺を清掃したり花を植えたりする
(部外者が侵入しにくい環境をつくる)
- 生垣などを低くし見通しをよくする
(人の目が届くようにする)

(2) 自家用車を守る

■ 実施内容

- 車から短時間離れるときでも窓を閉め、エンジンキーを抜き、ドアロックをする(5分もあれば車は消える)
- 車内に物を置かない
(窓ガラスを割られる)
- 路上駐車や人気のない暗い駐車場の利用は避ける
(持って行って下さいと言っているようなもの)
- 自宅の車庫には、防犯用機器を付け施錠する
(自宅の車庫でも賊はお構いなし)
- 警報装置、ハンドルを固定する装置を取り付ける
(狙われやすい車種がある)

(3) 路上等で自分の身を守る

■ 実施内容

- 人通りが多く明るい道を歩く、また、防犯ブザーを携帯するようにする
(ひったくり被害者の約9割が女性)
- 自転車のカゴには防犯ネットや防犯カバーを付け、歩行中は車道の反対側にバッグなどを持つようにする
(ひったくりの的にならないことが大事)
- 背後からくるバイクや自転車に気を配る
(賊は背後からくる)
- 携帯電話などに夢中にならず周囲に気を配りながら歩く
(携帯電話での通話は持ち物から注意が完全に離れる)
- 少しでも危険を察知したら回り道をするか戻るようにする
(気を大きくせず弱気に徹する)

(4) 振り込め詐欺から財産を守る

■ 実施内容

- 自分は大丈夫という意識を持たずに細心の注意を払う
- お金を振り込む(渡す)前に自分から息子や孫に連絡をとる
- 日頃から家族とコミュニケーションをとる
- 家族と本人確認のための合言葉を決めておく
- おかしいと思ったらすぐ110番に連絡する

(5) ネット犯罪から身を守る

■ 実施内容

- フィルタリングを設定する
- 家庭におけるインターネット利用のルールをつくるようにする

2 地域ぐるみの防犯活動への参加

地域において安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、市民や参画する市民団体が一体となって防犯活動に取り組むことが望ましく、犯罪の発生箇所の点検パトロールなど、人権に配慮する中で、自主的な参加による地域ぐるみの防犯活動の推進が望まれる。

■ 実施内容

- 町内会・自主防災会による防犯パトロールの実施
- 消防団による防犯パトロールの実施
- PTA・保護者会によるパトロールの実施
- サークルでのパトロールの実施
- 児童・生徒の通学時間帯における散歩や庭の水やり・玄関周りの清掃等
- あいさつ運動
- 防犯灯の点検
- まちの美化
- 地域コミュニティの醸成
- 人の目による地域の監視

3 知識習得のための防犯講演会、研修会等への参加

防犯のためには、地域住民一人ひとりが安全に関する知識を持つことが必要であることから、防犯に関する講習会や研修会に積極的に参加するなど、知識の習得が求められる。

■ 実施内容

- 市や町内会等で開催される講習会や研修会への参加
- 積極的に新聞やテレビなどで情報を収集
- 習得した知識や情報を家族や知人・友人に周知

【事業者の取組み】

事業所のみならず、事業所個人の住宅における防犯対策も経営上のリスク管理と考えられる。また、オフィス・店舗・工場等の出入口、窓等は住宅以上の侵入盗対策を考慮すると共に、事業所としても地域の防犯活動に参画し連帯を強めることが望まれる。

また、開発事業者は防犯環境設計の考えを踏まえた開発・まちづくりに努めることが求められる。

1 施設等の防犯対策

防犯に配慮した施設や設備等を整備することが求められており、特に、共同住宅や駐車場については、ピッキングに強い鍵の設置や防犯カメラ・防犯灯の整備等の犯罪防止に配慮した積極的な対応が求められる。

(1) 事務所・工場・店舗を侵入盗から守る

■ 実施内容

- 防犯カメラ、防犯センサーや侵入警報装置等の防犯機器の設置
(出入口や窓に対する破壊の前に侵入を諦めさせる)
- 防犯性の高い出入口や窓への改造
(異常発生後に警備員や警察官が駆けつけるまでには、ある程度の時間を要する)
- 金庫の固定

(2) 強盗から店舗を守る

■ 実施内容

- 防犯カメラ設置をステッカーなどで明示する
- 客の来店時には必ず顔を見て大きな声をかける
(顔を見られること、声をかけられることで賊がひるむ)
- 深夜の対策は、複数で接客する
- 強盗遭遇時の従業員教育の徹底

(3) 万引きから店舗を守る

■ 実施内容

- 万引き防止装置の設置
- 声をかけて、来店者に関心を持っていることを示す
- 万引きを発見したら必ず警察に通報する
(万引きを見逃すとさらに犯罪をエスカレートさせる恐れがある)

(4) 防犯対策に配慮した開発行為

■ 実施内容

- 犯罪企図者が侵入しにくい住まいづくりに努める
- 防犯性の高い装備を用いた住まいづくりに努める
- 見通しがよく多くの人の目を確保できる宅地開発に努める

2 地域の一員としての取組

地域の一員として地域住民と一体となって、人権に配慮する中で、自主的な参加による犯罪防止に取り組んでいくことが望まれる。

■ 実施内容

- 緊急避難場所としての提供の拡充
- 各事業所の営業者に対する防犯ステッカー添付の拡充
- 地域と連携協力し防犯力・コミュニティ力の強化

※【110番の利用法】

自分が犯罪の被害にあった場合や、犯罪の被害にあっている場面にであった時は、直ちに110番通報すること。

1. 警察は10分前後で到着する。
2. 警察の問いにできるだけ落ち着いて答える。
3. 110番通報するとまず事件か事故か聞かれるので、できるだけ簡潔に説明する。
 - ① 次に場所を聞かれる。
 - ② それから発生時間。
 - ③ 事件の場合には、次に犯人の人数、年恰好、服装、凶器の種類、逃げた方向や乗り物を聞かれるので、犯人の特徴をできるだけ覚えておく。
 - ④ 最後に通報者氏名、住所電話番号を聞かれる。

現場の状況はそのままにしておく。証拠を残しておき、犯人の逮捕につなげる。

【けいさつ総合相談センターのご案内】

埼玉警察本部では、各種相談の受付窓口として、「けいさつ総合相談センター」を設置しています。

【主な取扱い内容】

事件・事故で困っていること

警察業務についての問い合わせ

公益通報等の受付・相談

【電話番号】：**#9110番**(ダイヤル回線電話、NTT回線以外のIP電話及び固定電話不可)又は048-822-9110

【受付日時】：月曜日～金曜日、8時30分～17時15分

八潮市防犯推進計画 平成26年10月一部改正

八潮市 暮らし安全部 交通防災課

〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

T E L 048-996-2111

F A X 048-995-7367

E-mail:kotsubosai@city.yashio.lg.jp